

議案第76号

山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を次のように定める。

平成28年9月2日提出

山陽小野田市長 白井博文

山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）に基づき、本市における地域経済の活性化、雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を図ることを目的として、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を地方活力向上地域内に設置した認定事業者に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定による固定資産税の不均一課税について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画 法第17条の2第3項に規定する認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいう。
- (2) 特定業務施設 法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設をいう。
- (3) 地方活力向上地域 法第5条第16項に規定する認定を受けた同条第1項に規定する地域再生計画に記載されている同条第4項第4号に規定する地域をいう。

(4) 認定事業者 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者をいう。

（固定資産税の不均一課税）

第3条 地方活力向上地域内において、認定事業者が、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、省令第2条第1号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産（以下「特別償却設備」という。）並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、山陽小野田市税条例（平成17年山陽小野田市条例第88号）第62条の規定にかかわらず、新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める税率とする。

(1) 初年度分 100分の0.14

(2) 第2年度分 100分の0.35

(3) 第3年度分 100分の0.70

（不均一課税の申請等）

第4条 前条の規定による固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者は、特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の1月31日までに、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合においては、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該固定資産に対して不均一課税の適用をすることを決定し、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に対してその旨を通知する。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において必要があると認め

るときは、当該申請の内容について調査し、又は申請者に対して必要な書類の提出を求めることができる。

(虚偽等の申請に対する措置)

第5条 前条第1項に規定する期限内に正当な理由がなく申請をせず、若しくは偽りその他不正の事実を記載して申請した者又は正当な理由がなく同条第3項の規定による調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第3条の規定は適用しない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。